



市長記者会見資料
令和7年5月28日
生活環境文化部市民課

高岡市役所がもっと分かりやすく
利用しやすい窓口♪

高岡市の挑戦！



「書かないワンストップ窓口」の取組み・STEP 2

「転入手続きのワンストップ」を開始します！

市役所が市民に親しまれ、利用しやすく、真に信頼される所となるよう、来庁者の「書かない・待たない・迷わない窓口」を目指し、本年1月15日に開始したSTEP 1「書かない窓口」に加えて、新たにSTEP 2「転入手続きのワンストップ」をスタートします。

1 概要

市外から高岡市へ引越しする方の住所変更に伴う各種手続きの負担軽減及び時間短縮を図るため、1カ所の窓口で1つでも多くの手続きが完了するよう転入手続きのワンストップサービスを実施するもの。

2 開始日

令和7年5月28日（水）

3 実施窓口

高岡市役所本庁舎1階「⑥住所変更」の窓口（市民課内）

4 ワンストップの手続き（計11種類）

これまで実施してきた住所変更等の8種類の手続きに、**今回、新たに3種類の手続きを加えました。**

- ・住民異動届
- ・マイナンバーカードの継続利用・電子証明書の発行（2種類）
- ・印鑑登録
- ・住民基本台帳の付帯事務（4種類）
（国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険の加入等）

令和7年以前
から実施

令和7年1月15日
から実施（STEP 1）

- ・児童手当の認定請求
- ・こども医療費の受給資格登録申請
- ・要介護等認定の継続

今回拡大する
サービス（STEP 2）

【問合せ先】生活環境文化部市民課 布橋
TEL：20-1335（内2480）